



大阪市立総合医療センター
入院セット運営事業者募集要項



令和4年9月

地方独立行政法人大阪市民病院機構
大阪市立総合医療センター

目 次

	ページ
1 事業概要	1
2 事業者の選定	2
3 参加資格	2
4 関係会社の参加制限	2
5 選定スケジュール	3
6 参加申込手続	3
7 質疑書等の提出及び回答	5
8 企画提案書・価格提案書の提出及び審査	5
9 プレゼンテーションの開催	6
10 事業者の選定と結果の通知	6
11 契約に関する事項	7
12 その他	7

- ・ 大阪市立総合医療センター入院セット運営事業に関する仕様書
- ・ 様式1～5（参加申込書・誓約書・営業実績報告書・価格提案書・委任状）
- ・ 企画競争提案に係る評価基準
- ・ 参考：誓約書（暴力団等の排除に関する特記仕様書において定めているもの）

地方独立行政法人大阪市民病院機構固定資産賃貸借契約書

大阪市立総合医療センター入院セット(病衣・タオル・紙オムツ・日用品レンタル等)運営事業者募集要項

地方独立行政法人大阪市民病院機構(以下「機構」という。)が、大阪市立総合医療センターにおける入院セット(病衣・タオル・紙オムツ・日用品レンタル等)運営事業者(以下「事業者」という。)を選定するための必要な手続きについて、次のとおり定めるものとする。

企画競争に参加する事業者は、この募集要項をよく読み、次の各事項を確認の上申し込むこと。

1 事業概要

(1) 事業名称

大阪市立総合医療センター入院セット(病衣・タオル・紙オムツ・日用品レンタル等)運営事業

(2) 事業形態

事業者不動産(病院建物の一部)を貸し付ける。

(3) 賃貸借面積(予定)

49.0 m²(受付窓口・倉庫)

(4) 賃貸借期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(賃貸借期間終了日の6か月前までに、機構、事業者のいずれからも期間の更新をしない旨の書面による申し出がないときは、1年間自動的に契約を更新するものとし、賃貸借期間については、最長で令和10年3月31日まで延長できるものとする。)

(5) 賃貸借料

事業者の月額売上金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)の一定割合(以下「賃料割合」という。)の賃料割合の金額とする。事業者は、月ごとに算定した賃貸借料(以下「算定賃貸借料月額」という。)について機構の確認を受けて納入する。ただし、55,498円を最低保証月額賃貸借料(消費税及び地方消費税の額を含む。)とし、算定月額賃貸借料が最低保証月額賃貸借料を下回る場合は、事業者は最低保証月額賃貸借料を機構側に納入する。

(6) 光熱水費等

営業準備期間の使用分を含め事業者の負担とする。

(7) 契約保証金

契約保証金は原則免除とするが、事業者の不適切な行為など機構側において必要があると認めるに至った時は、契約保証金の請求を行う場合がある。

(8) その他契約条件

その他契約条件は、「地方独立行政法人大阪市民病院機構固定資産賃貸借契約書」及び「大阪市立総合医療センター入院セット(病衣・タオル・紙オムツ・日用品レンタル等)運営事業に関する仕様書」に記載のとおりとする。

<参考>

大阪市立総合医療センターの概要

ア 病床数	1,063 床(一般 975 床、精神 55 床、感染症 33 床)
イ 診療科	54 診療科
ウ 休診日	土・日曜、祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日

エ 外来患者数	1,754 名／日(令和2年度)、1,814 名／日(令和3年度)
オ 入院患者数	724.0 名／日(令和2年度)、725.0 名／日(令和3年度)
カ 職員数	約 2,800 名(病院職員約 2,300 名、業務委託業者・出入り業者約 500 名)

2 事業者の選定

大阪市民病院機構公募型企画競争方式随意契約実施要綱に基づき、交渉権者の優先順位について、公募型企画競争により決定する。ただし、第8条第3項については、適用外とする。

3 参加資格

次の要件をすべて満たす法人に限り、企画競争(プロポーザル)に参加することができる。

- (1) 病床数 400 床以上の病院での営業について、3年以上継続して安定運営した実績があること
- (2) 回収品の洗濯については近畿県内の洗濯工場で、かつ医療関連サービスマークの認定を受けている工場を使用すること
- (3) 大阪市内又は大阪市に隣接する市(大阪府の場合は豊中市・吹田市・摂津市・守口市・門真市・大東市・東大阪市・八尾市・松原市・堺市、兵庫県の場合は尼崎市)に本店、支店又は営業所等の事務所を有すること
- (4) 国税(法人税)及び市税(法人住民税、固定資産税、都市計画税)の未納がないこと
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続の申立て又は民事更生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く)でないこと
- (6) 破産者で復権を得ないものでないこと
- (7) 大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱第2条に基づく停止措置をうけていないこと
- (8) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと
- (9) 本募集要項及び大阪市立総合医療センター入院セット(病衣・タオル・紙オムツ・日用品レンタル等)運営事業に関する仕様書の記載内容を遵守できること

4 関係会社の参加制限

企画競争(プロポーザル)に参加しようとする者(企画提案書に記名押印する者)が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの1者しか参加できない。

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合

ア 親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等の関係にある場合

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合
 - ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - エ 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が夫婦、親子の関係である場合
 - オ 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は受任者を設けている場合の支店(営業所を含む)の所在地が、同一場所である場合
 - カ 一方の会社等の入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社等と同一である場合
- (3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 一方の会社等の電話、FAX、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合等

5 選定スケジュール

・公告及び募集開始	令和4年9月9日(金)
・参加申込書提出期限	令和4年9月20日(火)
・指名通知	令和4年9月26日(月)(予定)
・質疑書提出期限	令和4年9月20日(火)
・質疑書への回答	令和4年9月30日(金)(予定)
・企画提案書提出期限	令和4年10月7日(金)
・プレゼンテーション	令和4年10月14日(金)
・審査結果の通知	令和4年10月31日(月)(予定)
・契約締結	令和4年11月(予定)
・運営開始	令和5年4月1日(土)

6 参加申込手続

(1) 申込受付期間

受付期間 令和4年9月9日(金)～令和4年9月20日(火)

受付時間 8時45分～12時15分、13時～17時15分

なお、土曜日及び日曜・祝日は受付を行わない。

(2) 申込受付場所

〒534-0027 大阪市都島区中野町5丁目15番21号 大阪市都島センタービル5階

地方独立行政法人大阪市民病院機構大阪市立総合医療センター財務部財務課(契約管財)

(3) 申込手続

受付期間内に、申込手続に必要な書類一式を郵送等(書留郵便等、配達記録が残るものに限る。

以下「郵便等」という。)により提出すること。

(4) 申込手続に必要な書類(以下「参加申込書等」という。)

(5) 参加資格要件の確認

提出期限までに参加申込書等の提出があった者に対して、参加資格要件を全て満たしているか否かを確認後、参加資格を有している者に指名通知書を発行する。

<参加申込書等>

参加申込書	様式1	1部	所定の用紙に必要事項を記入し、実印（登録印）を押印。カラーコピーは不可。
誓約書	様式2	1部	
運営実績報告書	様式3	1部	
現在事項全部証明書	各種証明書 (発行後3か月以内のもの)	1部	(※) 未納税額がないことの証明書。 ①国税 法人税(その3)(令和3年度分) ②法人市民税(事業年度で直近のもの) ③固定資産税・都市計画税(土地・家屋)(令和3年度分) 令和3年1月1日現在、大阪市内又は大阪市に隣接する市に固定資産(土地・家屋)を所有していない場合は不要。
印鑑証明書		1部	
納税証明書(※)		各1部	②及び③について、大阪市内に事務所を有しない場合で、大阪市に隣接する複数の市に事務所を有する場合は、参加申込を行う事務所の所在地に係る当該市発行の証明書のみ。また、大阪市内及び大阪市に隣接する市にそれぞれ事務所を有する場合は、大阪市発行の証明書のみ。 なお、大阪市内に複数の事務所を有する場合は、全市分を反映した証明書を提出すること。
業務概要等	任意様式	各1部	①会社概要(会社パンフレットなど、入院セット運営事業について記載したもの又は入院セット運営事業の実態が判断できるもの) ②直近の貸借対照表、損益計算書 ③回収品の洗濯に使用する洗濯工場の所在地および、医療関連サービスマークの認定を受けている証明書類

7 質疑書等の提出及び回答

(1) 提出方法

電子メールにより受け付ける(自由様式)

メールアドレス：nyuusatsu-qa@osakacity-hp.or.jp

電子メールの件名は「入院セット運営事業者募集に関する質疑【法人名】」とし、送信の際のメールオプション設定(開封済メッセージを受け取る)等により、各自で到着の確認を行うこと。(機構から受信について連絡はしない。)

(2) 提出期限

令和4年9月20日(火)17時15分必着

(3) 回答日

令和4年9月30日(金)(予定)

(4) 回答方法

機構ホームページに掲載する。ただし、質疑がない場合は掲載しない。

8 企画提案書・価格提案書の提出及び審査

(1) 提出方法

ア 郵便等による企画提案書及び価格提案書の提出

(送付先)〒534-0027 大阪市都島区中野町5丁目15番21号 大阪市都島センタービル5階
地方独立行政法人大阪市民病院機構大阪市立総合医療センター
財務部財務課(契約管財)

イ 電子メールによる「お問い合わせ番号」等の通知

発送後、速やかに郵便等の「お問い合わせ番号」等を電子メールで通知すること。

メールアドレス：nyuusatsu@osakacity-hp.or.jp

件名には「入院セット運営事業者企画提案書・価格提案書のお問い合わせ番号【法人名】」と記載すること。

(2) 提出期限

令和4年10月7日(金)17時15分必着

※ 郵送等のお問い合わせ番号等により、配送業者のホームページで上記日時までの配達記録の確認できるものについて、有効なものとして取り扱う。

(3) 提出書類等

企画提案書	任意様式	10部 (正本1部 副本9部)	「企画競争提案に係る評価基準」に基づき、任意の様式で企画提案書を提出すること。
価格提案書	様式4	1部	所定の用紙に必要事項を記入し、実印(登録印)を押印。カラーコピー等は不可。
委任状	様式5	1部	(代理人により応募しようとする場合) 所定の用紙に必要事項を記入し、委任者欄へは実印(登録印)、受任者欄へは代理人の認印を押印。カラーコピー等は不可。

(4) 記入要領

ア **価格提案書には、「1 事業概要、(5) 賃貸借料」に定める賃料割合を記入すること。(単位は%、小数点以下第一位まで記載)**

イ 印鑑は登録印(印鑑証明と同一のもの)を押印すること。

(5) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当する価格提案書は、無効とする。

ア 提出期限経過後に到着したもの

イ 機構が指定した価格提案書を用いないもの

ウ 価格提案書に記名押印がないもの

エ 価格提案書に連絡先の記載がなく、結果の通知が困難なもの

オ 「4 関係会社の参加制限」に該当する複数の者がおこなったもののすべて

カ その他企画競争に関する条件に違反したもの

(6) その他

ア いったん提出した価格提案書は、撤回又は訂正することはできない。

イ 価格提案書の賃料割合は、入院セットの運営場所の固定資産賃貸借契約の賃貸借料として取り扱うものとする。

ウ 消費税率及び地方消費税率の改定があった場合は、改定幅に応じて賃貸借料を変更する。

9 プレゼンテーションの開催

令和4年10月14日(金)に、事業者によるプレゼンテーションを実施する。開催時間等の詳細については、指名通知日に交付する指名通知書に記載する。

10 事業者の選定と結果の通知

(1) 企画提案書の審査

提案書の審査は「大阪市立総合医療センター入院セット運営事業者選定委員会」(以下「委員会」という。)において「企画競争提案に係る評価基準」に基づき審査・採点の上、最も合計点数の高い提案を行った事業者を最優秀提案者、次点を優秀提案者として選定する。

(2) 審査基準

別紙「企画競争提案に係る評価基準」のとおり

(3) 審査結果の通知

最終審査結果については、全ての参加者に対し、令和4年10月31日(月)(予定)までに、書面にて通知する。

なお、選定結果及び選定の経過についての問い合わせ、異議申し立てに対しては一切応じない。

(4) 結果の公表

事業者を決定したときは、事業者名および合計点数を機構ホームページで公表する。

11 契約に関する事項

(1) 契約交渉

委員会において、最優秀提案者として選定された事業者に対し、提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、仕様書及び提案内容を基に具体的条件等の協議並びに調整(以下「交渉」という。)を行うものとし、この交渉が整った場合において随意契約を行うものとする。ただし、最優秀提案者と交渉が整わなかった場合は、優秀提案者(次点者)と交渉を行うものとする。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は又は該当することが判明した場合は、最優秀提案者及び優秀提案者(次点者)を問わず失格とする。

- ① 本要項の規定に違反したもの
- ② 提出書類等に虚偽の内容を記載したもの
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があったもの
- ④ その他、委員会が不適格と認めたもの

(3) 辞退

委員会において、最優秀提案者、優秀提案者(次点者)として選定された事業者は、機構が契約の相手方として決定するまでの間は、辞退届を提出することにより辞退できるものとする。

(4) 資格喪失時の取り扱い

最優秀提案者を選定した後において、当該事業者が参加資格要件を満たさないことが判明した場合又は辞退した場合は、優秀提案者(次点者)と交渉を行うものとする。

12 その他

- (1) 不正な企画競争が行われる恐れがあるとき、又は災害その他やむを得ない理由で適正な企画競争が確保されない恐れがあるときは、企画競争を中止または延期することがある。
- (2) 企画競争参加に関する一切の費用、及び契約手続きに関する一切の費用については、事業者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、提出された書類は、事業者選定の用途以外には使用しない。
- (4) 書類の作成において、機構から知り得た情報は第三者に漏らしてはならない。また、提案書類等の作成以外に使用してはならない。なお、本要項による手続きが完了した後も同様とする。

<募集に関する問い合わせ先>

〒534-0027 大阪市都島区中野町5丁目 15 番 22 号

地方独立行政法人大阪市民病院機構

大阪市立総合医療センター財務部財務課(契約管財)

TEL:06-6929-3627 fax:06-6929-2031